

環 政 第 407 号  
令和7年9月18日

株式会社ジャパンエンターテイメント  
代表取締役 加藤 健史 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



沖縄北部テーマパーク事業に係る事後調査報告書（令和6年度）について

令和7年6月16日付けで送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、別紙のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

## 沖縄北部テーマパーク事業に係る事後調査報告書（令和6年度）に対する 環境保全措置要求

沖縄県環境影響評価条例(平成12年12月27日沖縄県条例第77号)第33条において、「事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。」と規定されており、事業者においては、同規定に基づき事業を実施する必要がある。

しかし、標記の事後調査報告書では、環境影響評価書に示された事業計画や環境監視計画が一部変更されており、また、環境影響評価書に示されていなかった事業内容が含まれていることから、下記に掲げる措置を講じ、環境の保全について適正な配慮をして事業活動を行うこと。

### 記

#### 1 対象事業の実施について

- (1) 追加施設の整備については、環境影響評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮を行うとともに、必要に応じて、事後調査等を実施すること。
- (2) 追加施設の存在及び供用時の影響について、騒音等を発生するような施設の整備を想定していないことなどから、周辺への影響は生じないものと考えられると予測しているが、当該予測では、整備する施設の具体的な内容が明らかとなっていないことから、追加施設は、より具体的な事業特性及び地域特性を踏まえ、追加施設の存在及び供用時の環境影響を回避又は低減した計画とすること。

#### 2 給水計画の変更について

環境影響評価書の給水計画では、上水、雑用水等として4箇所の井戸（既設1箇所、新設3箇所）から1,600 m<sup>3</sup>/日を揚水する計画とし、揚水する井戸4箇所の同時連続揚水試験等を実施した上で、各井戸の適正揚水量の妥当性を判断し、また、揚水量がその適正揚水量を下回ることなどから、地下水位等への影響は極めて小さいと予測している。

しかし、事後調査報告書では6箇所の井戸（既存1箇所、新設5箇所）から1,803.6 m<sup>3</sup>/日を揚水する計画とされている。また、既存井戸からの揚水量は適正揚水量を上回っており、追加された新設井戸2箇所の適正揚水量や限界揚水量は示されておらず、揚水量が適正揚水量を下回っているか確認できない。

については、各井戸からの揚水量を適正揚水量の範囲内とした給水計画に変更すること。給水計画の変更にあたっては、環境影響評価の結果に不確実性が生じることから、給水計画の変更に伴う影響について、必要な調査、予測及び評価を行い、必要となった環境保全措置や事後調査等を実施すること。また、これらの内容については次年度の事後調査報告書に事業計画の変更理由と併せて示すこと。

### 3 排水計画の変更について

排水計画について、温泉使用量（50 m<sup>3</sup>/日）は増加していないが、温泉排水の処理後水量が 373.6 m<sup>3</sup>/日から 510.2 m<sup>3</sup>/日に増加している。また、逆洗・R0 排水等は浄化槽で処理するとしていたが、直接河川に放流する計画に変更されている。

については、排水計画の変更に伴い環境影響評価の結果に不確実性が生じることから、排水計画の変更に伴う影響について、必要な調査、予測及び評価を行い、必要となった環境保全措置や事後調査等を実施すること。これらの内容については次年度の事後調査報告書に事業計画の変更理由と併せて示すこと。

### 4 水象に係る環境監視調査について

環境影響評価書の環境監視計画では、事業の実施に伴う経年的な地下水位の状況を把握するため、対象事業実施区域内の旧井戸 2 箇所を調査地点として地下水位の環境監視調査を実施するとしていたが、当該調査地点のうち、新設井戸に近接し、新設井戸と深度が同程度（約 150m）で水源が同じとみられる旧井戸が、工事の実施に伴い消失したことから、新設井戸から離れた位置にある深度約 40m の旧井戸 1 箇所のみで調査を実施するとしている。

については、上記 2 及び 3 の内容も踏まえ、旧井戸 1 箇所のみで調査で事業の実施に伴う経年的な地下水位の状況を把握することができるのか妥当性を示すこと。また、妥当性を十分に示すことができない場合には、追加の調査を検討し、実施するとともに、当該調査により事業の実施に伴う経年的な地下水位の状況を把握することができるとする妥当性と併せて事後調査報告書に示すこと。

### 5 環境影響評価時に示されていなかった事業内容について

事業者のホームページで公開されている情報では、気球や花火の打ち上げといった環境影響評価時には示されていなかった事業内容が含まれていることから、専門家等の助言を得て、これらの実施に伴う生活環境及び自然環境への影響を整理し、必要な環境保全措置を講じるとともに、必要な事後調査等を実施すること。また、次年度の事後調査報告書において、環境影響評価時に示されていなかった理由と併せてその内容を示すこと。